別紙３

船橋市再投資企業促進事業補助金交付に係る確認書

船橋市長

船橋市再投資企業促進事業補助金の交付を受けるにあたり、補助金の交付対象となった家屋については取得の日から５年間、償却資産についてはその耐用年数又は５年間の短い方の期間において、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないことを確約します。（ただし、事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供することは除く。）

また、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第４条第３項に掲げる事業に該当していないこと、及び将来にわたり該当しないことを確約します。

なお、上記の確約を違え、当方の事由により補助事業を廃止する、又は船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第４条第３項にかかげる事項に該当することが判明した場合には、過年度に遡り、交付された船橋市再投資企業促進事業補助金を返還することに同意します。

なお、船橋市再投資企業促進事業補助金交付要綱第１７条の規定につきましても、地場産業の助長に繋がるよう努力します。

　年 　　月　　 日

住所

名称

代表者役職氏名

（補助金の交付対象等）

第４条　第１項及び第２項、省略。

３　前項の規定にかかわらず、別表で規定する補助対象施設で実施される事業が、次のいずれかに掲げる事業の場合は、補助対象とならない。

　(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業

(2)　宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(3) その他市長が不適当と認める事業

（市内中小企業への委託及び優先利用）

第１７条　認定企業は、工場等の建築工事、又は工場等で必要とする加工、輸送、印刷、包装等業務の委託及び加工原材料等がある場合は、市内中小企業を優先利用し、地場産業の助長に努めること。